平成２５年（フ）第８７号
神戸市西区王塚台３丁目57番地の２
債務者　宮竹　文彦
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
兵庫県明石市大道町１丁目７番５号　メゾンプルミエール206号
債務者　藤島　一夫
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
兵庫県明石市大道町１丁目７番５号　メゾンプルミエール206号
債務者　藤島英津子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1160番地４
債務者　浦田　和敬
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１６号
佐賀県唐津市浜玉町大江55番地１　クレメント大江203号
債務者　浦田　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４９号
佐賀県唐津市菜畑3746番地６
債務者　霜重恵理佳
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９８号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫766番地　さくらハイツ205号
債務者　木村　秀人
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２号
和歌山市友田町２―102　ステーキ割烹喜千、住民票上の住所和歌山市園部1175番地の１ハーベスト園部211号
債務者　中垣　　晃
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３号
和歌山市西庄1044番地の33　セジュール弐番館115号
債務者　中村　優拡
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６号
和歌山市新生町２番21号　グランメール新生町507号室
債務者　國本　嘉一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７号
和歌山市北出島４番地の５
債務者　國本扶美子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４号
和歌山県岩出市新田広芝106―５、住民票上の住所和歌山県紀の川市南志野325番地４
債務者　木村　寛二
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５号
和歌山県岩出市新田広芝106―５、住民票上の住所和歌山県紀の川市南志野325番地４
債務者　木村　英子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７７号
北九州市八幡東区枝光４丁目９番２―402号
債務者　林　　義行
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７８号
北九州市八幡西区上上津役２丁目20番19号
債務者　三吉　一美（旧姓櫻内）
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１号
大分県国東市武蔵町糸原1202番地　糸原住宅１号
債務者　上村　　寿
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
青森県平川市日沼高田126番地２
債務者　葛西　勝人
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
青森地方裁判所弘前支部